

中小企業の設備投資を支援します!



2020年までの「生産性革命・集中投資期間」において、中小企業の生産性革命を実現するため、2018年6月に施行された「生産性向上特別措置法」に基づき、市区町村の認定を受けた中小企業の設備投資を支援します。

認定を受けた中小企業の設備投資に対して、臨時・異例の措置として、地方税法において償却資産に係る固定資産税の特例を講じます。

市町村の判断により、新規取得設備の固定資産税が最大3年間ゼロ*になります

*課税標準を市町村の条例で定める割合（ゼロ～1/2）を乗じて得た額とする

【生産性向上特別措置法】

POINT!

国
(導入促進指針の策定)



市区町村
(導入促進基本計画の策定)



中小企業*
(先端設備等導入計画の策定)

1 「導入促進基本計画」の同意を受けた市区町村において新たに設備を導入する中小企業者が対象

2 年平均3%以上の労働生産性の向上を見込む「先端設備等導入計画」の認定を受けた設備投資（詳細下記）が対象

3 固定資産税の特例率をゼロと措置した地域で本措置対象の中小企業者は、各種補助金において優遇措置の対象

*中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者が対象。ただし、固定資産税の特例を利用できるのは、資本金1億円以下の法人等（大企業の子会社を除く）に限ります。

○対象設備（固定資産税の特例）

(注) 市区町村により 異なる場合があります

商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に直接供する設備であって、生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上する下記設備

【減価償却資産の種類（最低取得価額／販売開始時期）】

- ◆機械装置（160万円以上／10年以内）
- ◆測定工具及び検査工具（30万円以上／5年以内）
- ◆器具備品（30万円以上／6年以内）
- ◆建物附属設備（償却資産として課税されるものに限る）（60万円以上／14年以内）

上記制度のお問い合わせ先、
優遇措置の対象となる補助金は、裏面をご覧ください

補助率アップや優先採択（審査時の加点）の 対象となる補助金一覧 （2019年4月現在）

本制度に基づき先端設備等導入計画の認定を受けた事業者は、一定の条件を満たす場合に補助率アップや優先採択（審査時の加点）を行います。対象となる予定の補助金における公募時期等の詳細情報や問い合わせ先等については、各補助金のHP等をご覧ください。

ものづくり補助金

ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（一般型・小規模型）

中小企業・小規模事業者等が生産性向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセス改善を行う際の設備投資等を支援

加点	補助率アップ	公募期間
○	1/2 → 2/3	平成31年2月18日～平成31年5月8日

お問い合わせ先：全国中小企業団体中央会（地域事務局：各都道府県中小企業団体中央会）

ものづくり・商業・サービス高度連携促進事業（連携型）

複数の中小企業・小規模事業者等が生産性向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセス改善を連携し行う際の設備投資等を支援

加点	補助率アップ	公募期間
○	1/2 → 2/3	平成31年4月 公募開始予定

お問い合わせ先：全国中小企業団体中央会

IT導入補助金

サービス等生産性向上IT導入支援事業

中小企業等の生産性向上のため、業務効率化や売上向上に資する簡易的なITツール（ソフトウェア、アプリ、クラウドサービス等）の導入を支援

加点	公募期間
○	平成31年5月 公募開始予定

お問い合わせ先：決まり次第公表

本制度のお問い合わせ先



- 先端設備等導入計画の申請に係る問い合わせ先は、新たに導入する設備が所在する市区町村となります。
- 本制度全体に係る問い合わせは、下記までお問い合わせください。
- 各種補助金の問い合わせ先につきましては、各種補助金のHP等をご覧ください。

担当課		連絡先（直通）	担当課		連絡先（直通）
北海道経済産業局	中小企業課	011-709-3140	近畿経済産業局	中小企業課	06-6966-6023
東北経済産業局	経営支援課	022-221-4806	中国経済産業局	中小企業課	082-224-5661
関東経済産業局	中小企業課	048-600-0394	四国経済産業局	産業振興課	087-811-8523
中部経済産業局	中小企業課	052-951-2748	九州経済産業局	中小企業課	092-482-5447
電力・ガス事業北陸支局	産業課	076-432-5401	沖縄総合事務局	中小企業課	098-866-1755